

| 会 長 | 会長代理 | 事務局長 | 係 長 | 主 査 | 係 員 |
|-----|------|------|-----|-----|-----|
| | | | | | |

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月1日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (15名)

農業委員 (7名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (8名)

池田 信文

榊原 照博

蕪竹 敏治

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (農業委員1名)

岩永 八大

(推進委員3名)

久我 定幸

木村 覚

池田 保吉

4. 議事日程

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第52号 農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（あっせん）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人

農地係長 杉本 久美子

主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

| 発言者 | 内容 |
|-----|--|
| 議長 | <p>おはようございます。ただ今から第12回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。今回の議事録署名者ですが、7番の水田委員さんと1番の澤山委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第51号2件、議案第52号1件、議案第53号3件となっています。</p> <p>それでは議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第51号1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>（議案説明）</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 辻委員 | <p>おはようございます。調査立会、確認については5月30日に池田推進委員さんと私、譲渡人、譲受人と現地で行いました。ただ、譲渡人については時間を勘違いされまして、現地からの電話での確認、資料についての確認という事でさせていただきました。内容につきましては、双方問題</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>ないと確認をしたところであります。現地は極早生系のみかんを栽培されており、今までは別の方が小作をされておりましたが、今回、譲受人がきれいに草払い等してありました。</p> |
| 池田推進委員 | <p>補足はありません。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして議案第51号2番について、事務局の説明の前に、辻農業委員はこの議案の関係人であるので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(辻農業委員離席)</p> |
| 議長 | <p>それでは議案第51号2番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 築推進委員 | <p>報告いたします。5月27日に秀島会長、貸人、借人と一緒に4人でお話をいたしました。貸人と借人はご兄弟でこのみかん畑が昭和40年頃に経営パイロット事業で開拓されています。貸人は退職されてからもいろいろと役職をされていて、手が回らないところをお兄さんに任せるといふことです。以上です。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議長 | <p>続いて、私のほうから調査報告をします。</p> <p>貸人の方は、この前〇〇さんの農地を買われて根域栽培という事で、そこに集約を考えられております。ほかの作りにくいところは、どうしようかなというところで、お兄さんが自分が作っていいよという事で話がまとまったそうです。よろしくお願ひしますという事でした。</p> <p>それでは、調査報告が終わりました。議案第51号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続いて議案第52号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願ひについて、別紙関係人より証明願ひを受理したので、協議並びに意見を求めます。議案第52号1番について、事務局の説明の前に、辻農業委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで引き続き退席して頂きます。それでは1番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案説明)</p> <p>申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件となります。申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 築推進委員 | <p>先程説明したように、5月27日に秀島会長、申請人と一緒に確認をしました。3月に所有権移転で取得したところでありますが、農業用倉庫を作りたいという事でございます。兄弟で補いながら協力されておられます。本当はもう少し離れたところに倉庫を作る計画でありましたけれども、お兄さんの実家の近くに作ったら利便性が良いという事です。排水については、問題ありません。農道の側溝に流れ、それから町道のU字溝に</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>議長</p> | <p>流れるようになっております。倉庫以外の農地については、奥さんでもできるようにブドウを作りたいという計画であります。以上です。</p> <p>続いて、私のほうから調査報告をしたいと思いますが、先程、築推進委員さんが言われたとおり、私も問題ないと思います。よろしく願いしますという事で行っていました。</p> <p>それでは、議案第52号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> |
| <p>川崎委員</p> | <p>1種農地でも農業用倉庫だったら、大丈夫という事ですよ。土地改良区としては大丈夫なんですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>そうですね。今回に関しましては、土地改良区のパイプの所に建物を建てないようにという事で、申請人と土地改良区さんで調整をしております。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ほかに、ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>(辻農業委員着席)</p> |
| <p>議長</p> | <p>続きまして議案第53号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定、農業経営基盤強化法による所有権移転について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。次の議案第53号1番から3番について、譲受人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|--------|--|
| 事務局 | <p>(議案説明)</p> <p>本件は5月13日のあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になります。今回の農業委員会にかけまして、一旦、売主の方から佐賀県農業公社に所有権を移転されます。その後、7月の農業委員会で佐賀県農業公社から買主の方への所有権移転を審議しまして、公社から買主の方へ所有権移転が行われます。番号1につきましては、アスパラガスにて兄弟で新規就農予定の兄、〇〇さん、番号2及び3につきましては弟の〇〇さんが購入予定です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された、川崎農業委員及び永渕推進委員から補足の説明はありませんか。</p> |
| 川崎委員 | <p>今までの流れを言いますと、元々〇〇君のところで研修をされていてハウスを建てたいという相談がありまして、ちょうど番号1番の所有者の方が来年度には全部農業を辞めますよという話があったので、その方に就農生が農地を取得してハウスを建てたい旨伝えたら、それなら1年早く辞めても協力して農地を提供していいですよとなって、その流れでほかの方にも話を持っていったら、いいですよという事で今回のあっせんになっています。</p> |
| 永渕推進委員 | <p>特に補足ありません。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。それでは議案第53号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。したがって、1番は、原案どおり認められました。続きまして、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。したがって、2番は、原案どおり認められました。続きまして、3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。したがって、3番は、原案どおり認められました。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして太良町農業委員会第12回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p> |

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 3 年 6 月 1 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 水 田 武次郎

議事録署名者 澤 山 直 人